

# 由利本荘市立子吉小学校いじめ防止基本方針

2014年4月1日

## [いじめに対する基本的な考え]

『いじめ』は、被害者はもちろん加害者にも学級等の仲間にとっても辛く悲惨なものであることを全職員が共通認識し、「いじめは決して許されない」という基本姿勢を、全校の児童と保護者に訴えていく。

そのため、全職員が「いじめ防止対策推進法（第2条）」をはじめ、文部科学省、秋田県、由利本荘市の基本方針を理解し、いじめの未然防止に関わる研修会等を通じて、全校児童が安心して学校生活を送ることができる取り組みや児童の活動について共通理解し共通実践につなげていく。

## [いじめ対策委員会]

◎ 校長      ○ 教頭      ○ 教務主任      ○ 生徒指導主事      ○ 養護教諭  
○ 該当学年主任 ※ 必要に応じて ● 学校評議員会代表 ● P T A会長

## [いじめの防止]

全ての児童をいじめに向かわせることなく、心の通い合う人間関係を構築できる社会性を育むために、教職員と保護者・地域等の学校関係者、関係機関等が一体となり、継続的な取組を進める。

その取組を通して、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことを理解させるとともに、豊かな情操や道徳心、互いの人格を尊重し合う態度を育み、児童がいじめをなくすために主体的に行動するなど、学校全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるように努める。

## [早期発見]

- ① 学級担任と学年部職員，T T職員で，一人一人の児童について観察しながら情報交換を行う。
- ② 児童一人一人の表情やつぶやき，また遊びのグループの様子等を注意深く観察する。
- ③ 定期的実施している学校生活アンケートといじめ調査で，いじめの有無やその内容，学級に対する満足度や活動に対する意欲等を把握する。
- ④ 子どもの様子や調査結果等を見て随時教育相談を実施し，子どもの悩みやいじめの実態等を把握した場合は学校全体で共有化を図り，情報収集等の必要な対応をとる。

## [いじめに対する措置]

- ① いじめの情報等があった場合は，直ちに学級担任や生徒指導主事が中心となり情報を集める。被害児童と加害児童，見聞きした児童や関係職員等から詳細な情報を聴き取り事実確認をする。
- ② 「いじめ対策委員会」を開催し，事実確認や追加調査，指導・支援等の対応策を検討する。
- ③ 被害児童やいじめを通報した児童の安全を確保し，「全力で守る」ことを伝え，安心させる。
- ④ 被害児童とその保護者の要望を聞いた上で，対応可能な具体的な支援案を提示し選択させる。
- ⑤ 加害児童に対して事実関係を確認して全体状況を明らかにした上で，「いじめは絶対に許されない」という毅然とした態度で指導する。また，被害児童との関係修復に向けて自分がしなければならないこと等について考えさせる。なお，必要に応じて加害児童の保護者に助言を与える。
- ⑥ いじめの事実と支援・指導等の経過を両保護者に伝え，事後の指導・支援について確認する。

## [保護者や地域との連携]

- ① P T A，学校評議員制度，学校関係者評価委員会等を活用し，学校や地域のいじめへの対応状況について定期的に協議する機会を設ける。
- ② 学校が行う体験活動の充実により，児童が大人と関わる機会を多く設定し，いじめの早期発見に生かす。

## [関係諸機関との連携]

- ① 警察（駐在所）や児童相談所等との連携を密にし，情報の共有を図る。
- ② 教育相談等の実施に当たっては，必要に応じてスクールカウンセラーや医療機関等と連携して行う。
- ③ 学校以外の相談窓口について児童・保護者に周知する等，連携体制を構築する。